

視覚障害教育部門 幼稚部

新3歳児保護者 各位

令和7年度 視覚障害教育部門 幼稚部 3歳児(7年度入学生) 積立金会計予算書

1 収入の部

単位:円

項 目	予算額		備 考
	総額	1人あたり	
前年度繰越金	0	0	
徴収金	7,000	7,000	1名
合 計	7,000	7,000	

2 支出の部

単位:円

項 目		予算額		備 考
大項目	小項目	総額	1人あたり	
修学旅行費	修学旅行	0	0	
移動教室費	移動教室	0	0	
	校内宿泊訓練	0	0	
校外学習費	校外学習	0	0	
	遠足等	0	0	
	就業体験	0	0	
教材教具費	教材費	4,540	4,540	
卒業アルバム	卒業アルバム	0	0	
その他	スポーツ振興 センター掛金	160	160	
	振込手数料、 送料等	300	300	
翌年度繰越金		2,000	2,000	翌年度当初に使用する経費
合計		7,000	7,000	

※ 学校徴収金の徴収日程等については、裏面「令和7年度 学校徴収金の徴収日程について」のとおり。

別紙

令和7年度 学校徴収金の徴収日程について

＜幼稚部 3歳児＞

回数	納入期限日 (引落日)	納入 方法	給 食 費	積 立 金	合 計
第1回	3月21日	振込		3,000	3,000
第2回	5月7日	引落		4,000	4,000
年間合計金額			0	7,000	7,000

※ 第1回は納付書による振込となります。

※ 1回の徴収につき、10円の手数料がかかります。

※ 「令和7年度都立学校給食費負担軽減事業」により、令和7年度は給食費の徴収を行いません。

視覚障害教育部門 幼稚部

新4歳児保護者 各位

令和7年度 視覚障害教育部門 幼稚部 4歳児(6年度入学生) 積立金会計予算書

1 収入の部

単位:円

項 目	予算額		備 考
	総額	1人あたり	
前年度繰越金	1,900	1,900	
徴収金	4,400	4,400	1名
合 計	6,300	6,300	

2 支出の部

単位:円

項 目		予算額		備 考
大項目	小項目	総額	1人あたり	
修学旅行費	修学旅行	0	0	
移動教室費	移動教室	0	0	
	校内宿泊訓練	0	0	
校外学習費	校外学習	0	0	
	遠足等	0	0	
	就業体験	0	0	
教材教具費	教材費	3,840	3,840	
卒業アルバム	卒業アルバム	0	0	
その他	スポーツ振興 センター掛金	160	160	
	振込手数料、 送料等	300	300	
翌年度繰越金		2,000	2,000	翌年度当初に使用する経費
合計		6,300	6,300	

※ 学校徴収金の徴収日程等については、裏面「令和7年度 学校徴収金の徴収日程について」のとおり。

別紙

令和7年度 学校徴収金の徴収日程について

<幼稚部 4歳児>

回数	納入期限日 (引落日)	納入 方法	給 食 費	積 立 金	合 計
第1回	4月7日	引落		2,400	2,400
第2回	5月7日	引落		2,000	2,000
年間合計金額			0	4,400	4,400

※ 1回の徴収につき、10円の手数料がかかります。

※ 「令和7年度都立学校給食費負担軽減事業」により、令和7年度は給食費の徴収を行いません。

視覚障害教育部門 幼稚部
新5歳児保護者 各位

令和7年度 視覚障害教育部門 幼稚部
5歳児(5年度入学生) 積立金会計予算書

1 収入の部

単位:円

項 目	予算額		備 考
	総額	1人あたり	
前年度繰越金	4,000	2,000	
徴収金	4,600	2,300	2名
合 計	8,600	4,300	

2 支出の部

単位:円

項 目		予算額		備 考
大項目	小項目	総額	1人あたり	
修学旅行費	修学旅行	0	0	
移動教室費	移動教室	0	0	
	校内宿泊訓練	0	0	
校外学習費	校外学習	0	0	
	遠足等	0	0	
	就業体験	0	0	
教材教具費	教材費	7,680	3,840	
卒業アルバム	卒業アルバム	0	0	
その他	スポーツ振興 センター掛金	320	160	
	振込手数料、 送料等	600	300	
翌年度繰越金				
合計		8,600	4,300	

※ 学校徴収金の徴収日程等については、裏面「令和7年度 学校徴収金の徴収日程について」のとおり。

別紙

令和7年度 学校徴収金の徴収日程について

<幼稚部 5歳児>

回数	納入期限日 (引落日)	納入 方法	給食費	積立金	合計
第1回	4月7日	引落		2,300	2,300
年間合計金額			0	2,300	2,300

※ 1回の徴収につき、10円の手数料がかかります。

※ 「令和7年度都立学校給食費負担軽減事業」により、令和7年度は給食費の徴収を行いません。